

第4回 新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル
検討プロジェクト会議 事項書

令和2年10月15日

601特別委員会室

- 1 「(仮称)三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の素案について
- 2 三重県議会委員会条例の改正素案について
- 3 次回の日程について
- 4 その他

<配付資料>

- 資料1-1 新型コロナウイルス感染症に職員が感染した場合の対応について (通知)
- 資料1-2 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安等について (依頼)
- 資料1-3 職員が感染者、濃厚接触者となった場合の対策フロー
- 資料2 (仮称)三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル (素案)
- 資料3 三重県議会委員会条例 (改正素案)

三安衛第 9 1 号
令和 2 年 8 月 1 1 日

各 安全衛生管理責任者 様
各 所 属 長 様

総括安全衛生管理者
(総務部長)

新型コロナウイルス感染症に職員が感染した場合の対応について
(通知)

職場内での感染症拡大防止に向けた職員の健康管理については、令和 2 年 8 月 3 日付け三安衛第 8 4 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る職員の健康管理の徹底等について」により通知し、所属長が行うべき対応について、別紙「新型コロナウイルス感染症に職員が感染したら」によりお示ししたところです。

については、職員が濃厚接触者となった場合や職員に感染が確認された場合の実際の対応は、保健所からの指示に従っていただくこととなりますが、現時点の健康観察及び自宅待機の期間等について整理し、別紙（変更箇所は下線部分）のとおりとしましたので、改めて通知します。

なお、所属職員にも周知いただきますようよろしくお願いいたします。

事務担当：総務部福利厚生課
健康支援班
稲垣智子 (PHS:7420)
Tel : 059-224-2114
Fax : 059-224-2197

新型コロナウイルス感染症に職員が感染したら

本チラシは、職員が新型コロナウイルスに感染した場合のポイントを示したものです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

職員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機（休暇又は在宅勤務）させてください。

- 出勤前の体調確認により、発熱などの風邪の症状があるとき
- 発熱がなくても体調不良を自覚するとき
- ※職場で発熱した場合は、マスクを着用させたうえで帰宅させてください。
- ※職員に対して自宅待機中の健康記録をつけるよう指示してください。

自宅待機3日以内に解熱した場合

※発症日を0日として3日間

はい

いいえ

■ 各種薬剤の服用のない状態で、発熱・咳・下痢・全身倦怠感などが消失して少なくとも2日経過している。（※解熱日・症状消滅日を0日として2日間のこと）

職場復帰

■ 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」
 ■ 「重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合」
 ■ 「上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合」
 以上の場合は最寄りの「発熱・帰国者・接触者相談センター」に問い合わせをしてください。

職員が濃厚接触者となった場合

■ 保健所が実施する調査により、職員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じてください。保健所からは14日間の健康観察及び自宅待機が求められます。

職員に感染が確認された場合

■ 感染が確認された職員は感染症法に基づく入院が必要となります。
 ■ 庁舎管理者が、保健所の指示により、所属内等の消毒を行います。

※ 職員又はその家族の感染が確認された場合、又は濃厚接触者となった場合は、各部局人事担当を通じ、人事課及び福利厚生課に報告してください。

退 院

- 主治医から助言を受けた上で、退院後、必要な期間自宅療養を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用等を義務付け、体調を確認しながら復帰させてください。また、必要があれば、産業医に助言を求めてください。
- 退院時には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、保健所からは退院後4週間は、当該職員に健康観察が求められます。
- 復帰する職員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する職員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示しないようにしてください。

三安衛第 174 号
令和 2 年 2 月 21 日

各 安全衛生管理責任者 様
各 所 属 長 様

総括安全衛生管理者
(総務部長)

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安等について(依頼)
このことについて、厚生労働省においてとりまとめられ、令和2年2月18日付け事務連絡で総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室から通知があり、知事部局等における留意事項を下記のとおりとしましたので、職員への周知等についてよろしくお願ひします。

記

1 職員が日常行う対応

季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底してください。

2 職員が感染し、又は感染が疑われる場合の対応

(1) 職員が行うべき対応

ア 発熱等の風邪症状が見られるときは、原則として休暇等を取得し、外出を控えてください。

イ 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

ウ 次のいずれかに該当する職員は、帰国者・接触者相談センター(各保健所)にご相談ください。

(1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

(3) (1)、(2)のほか、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の記載事項に御留意ください。

エ 職員本人若しくはその家族の感染が確定した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第18条の規定により、並びに職員本人又はその家族が疑似症患者となった場合は、感染症法第8条の規定により就業制限の

対象となる場合があるため、必ず所属長に報告を行ってください。

また、保健所から濃厚接触の基準に該当するとされ、健康観察の対象になったときも同様に所属長に報告を行ってください。

(2) 所属長が行うべき対応

ア 平素より、職員一人一人の健康状態に十分留意いただくとともに、季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策を徹底するよう職員に周知してください。

イ 職員から(1)エの報告があったときは、速やかに人事課及び福利厚生課に報告してください。

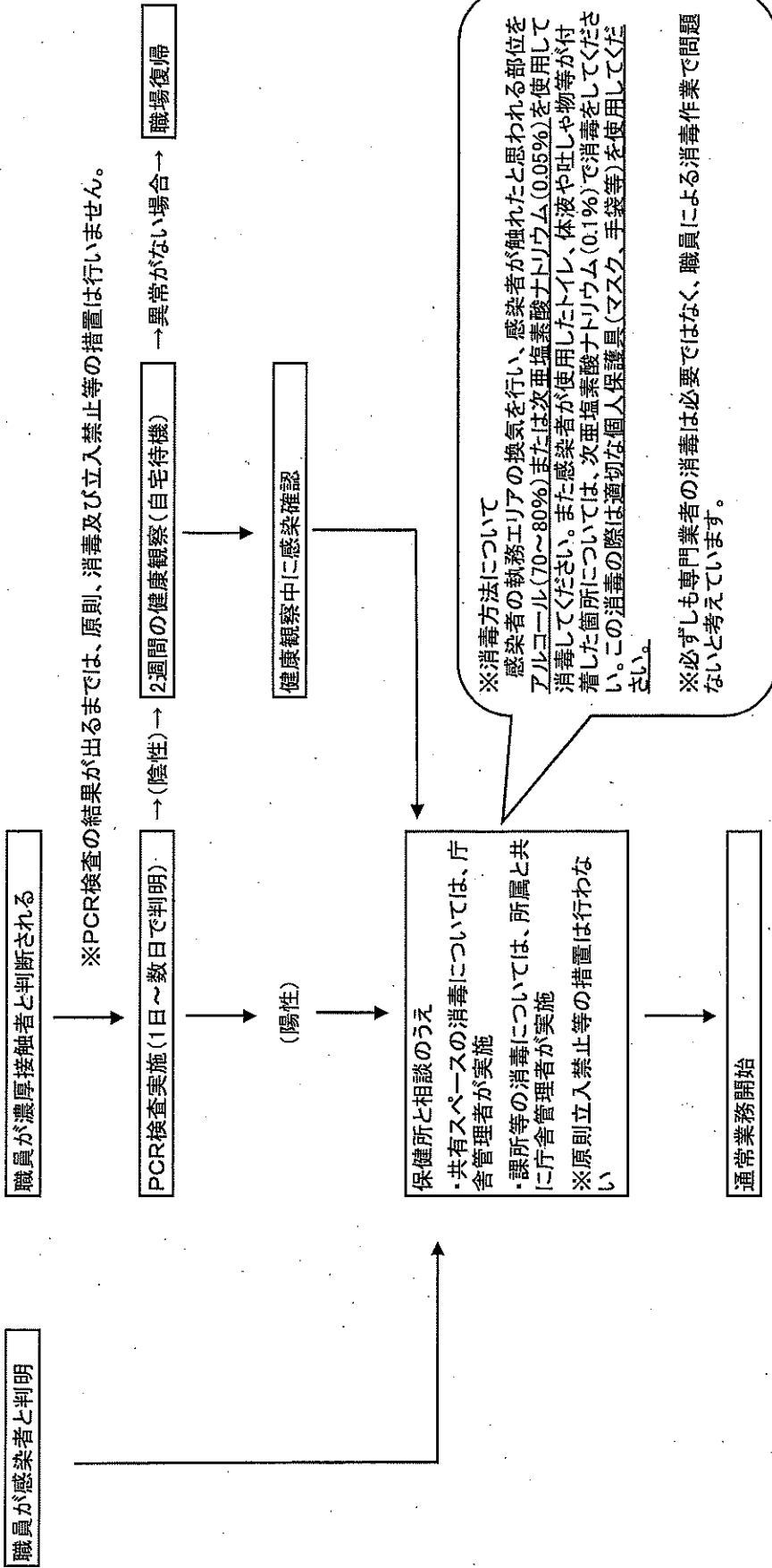
総務部福利厚生課 健康支援班

植田 (7420)

TEL : 059-224-2114

職員が感染者、濃厚接触者となった場合の対策フロー（庁舎管理者用）

令和2年8月31日
管財課



※消毒方法について
 感染者の執務エリアの換気を行い、感染者が触れたと思われる部位をアルコール(70～80%)または次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を使用して消毒してください。また感染者が使用したトイレ、体液や吐しゃ物等が付着した箇所については、次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)で消毒をしてください。この消毒の際は適切な個人保護具(マスク、手袋等)を使用してください。

※必ずしも専門業者の消毒は必要ではなく、職員による消毒作業で問題ないと考えています。

(仮称) 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル (素案)

目 次

1 感染防止対策

- (1) 「新しい生活様式」の定着
- (2) 議事堂内の感染防止対策

2 議員の行動

- (1) 基本的指針
- (2) 感染した場合や感染の恐れがある場合等の対応

3 議会運営

- (1) 本会議
- (2) 委員会
- (3) 協議・調整の場

4 事務局の対応

- (1) 班編成及び担当業務
- (2) 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の報告対応
- (3) 保健所の検査等への対応
- (4) 議員及び事務局職員への連絡
- (5) 代表者会議、災害対策会議等の開催
- (6) 本会議、委員会の開催等
- (7) 報道対応
- (8) 事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応
- (9) 議員、事務局職員が新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した場合及び感染の恐れがある場合の対応
- (10) 時間外・休日の対応

【参考】

三重県議会新型コロナウイルス感染症対応方針 ver. 5

目 次

1 議会運営等

- (1) 「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策
- (2) 会議関係者が感染した場合（感染の恐れがある場合を含む。）の対策
- (3) 議会主催の行事等

2 議員の行動

- (1) 行動指針
- (2) 感染した場合（感染の恐れがある場合を含む。）の対応

(仮称) 三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(素案)

このマニュアルは、三重県議会が行う新型コロナウイルス感染症に係る感染防止、議員の行動、議会運営、事務局の対応などの取扱いについて定める。

なお、感染の状況は刻々と変化しており、また、感染の形態も様々なケースがあることから、このマニュアルを原則としつつ、必要に応じて、代表者会議等を開催し協議するなど、臨機応変に対応するものとする。

また、議会主催の行事の開催の可否は、執行部の指針等を参考に、行事等を所管する会議等において判断する。

1 感染防止対策

(1)「新しい生活様式」の定着

①3つの密の回避

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を回避する。

【具体的な取組例】

- 会議等に支障のない範囲で、扉や窓を開放する。
- 会議中は、概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する。
- 座席の間隔を空ける。
- 執行部等に対し、会議に出席する者の数を極力減らすように要請する。
- 会派や事務局の会議等について、委員会室等を活用する。

②ソーシャル・ディスタンスの確保・飛沫感染の防止

人と人の間の一定距離(2m程度)を確保するなど、飛沫感染を防止する。

【具体的な取組例】

- 近距離及び真正面での会話はできるだけ避ける。
- マスクを着用する。
- 咳エチケットを徹底する。
- 大きな声を出さないように注意する。
- 議場や受付等に飛沫防止シールドを設置する。

③接触感染の防止

アルコール等による消毒等を徹底し、接触感染を防止する。

【具体的な取組例】

- 石鹸による手洗いや消毒液による手指消毒を徹底する。
- 多数の者が触れる場所については、アルコールによる消毒を行う。

④体調管理の徹底等

外出時・登庁時には検温を行うなど、体調管理を徹底する。

【具体的な取組例】

○体調が優れない時は、登庁について慎重に検討する。

○会派控室に検温計を設置し、登庁時等に検温を実施するとともに、必要に応じて、体温チェックシート等も活用する。

○「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」や「安心みえる LINE」の活用に努める。

(2) 議事堂内の感染防止対策

議事堂内の感染防止対策は次表のとおりとし、執務室等についても、可能な限り同様の感染防止に努める。

感染防止対策	本会議場	委員会 室・全員 協議会室	会派 控室
(1) マスクの着用	○	○	○
(2) 入室時の手指消毒	○	○	○
(3) 検温の実施	—	—	○
(4) 会議等は概ね1時間に1回休憩、換気	○	○	○
(5) 飛沫防止シールド等の設置	○	○	○
(6) 議員間や出席説明員間等の間隔の確保	—	○	○
(7) 出席説明員の人数を減らすよう要請	—	○	—
(8) 傍聴は、極力インターネット中継等での視聴を要請する。(傍聴する場合、必要に応じて、傍聴者の連絡先を確認する。)	○	○	—

2 議員の行動

(1) 基本的指針

① 感染防止対策の徹底

「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策を徹底するとともに、体調管理に万全を期す。

② 速やかな参集

通年議会による機動的な議会運営を行うために、緊急な審議等で参集する必要が生じた場合には、速やかに対応できるようにする。

③ 外出に当たっての配慮

外出時、登庁時には検温を実施し、発熱がある場合など感染を疑わせる症状がある場合は、自宅待機とする。

県外への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等の確認を行い、感染防止対策を徹底する。

また、感染防止対策の不十分な施設等の利用は控える。

④ 人権侵害や誹謗中傷等の根絶

新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その家族、勤め先等は勿論、感染症に係る謂れのない個人への偏見や差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷等が絶対に行われることのないよう、県民への啓発に努めるとともに、SNS等を通じて、デマ等を流したり、拡散させることがないよう十分に注意する。

(2) 感染した場合や感染の恐れがある場合等の対応

次の何れかに該当した場合には、速やかに、状況や経緯等を様式1により、議会事務局に報告する。

また、保健所や医療機関（以下「保健所等」という。）から連絡、指示等があるなど、状況に変化があった場合には、様式2により、その都度、議会事務局に連絡する。

① 感染が判明した場合

ア 議員は、自身の感染が判明した場合は、登庁しないものとし、保健所等の指示に従う。

イ 事務局は、保健所等の指示に従い、会派控室等の消毒、行動履歴の確認、各派代表者への状況報告等を行う。

ウ 議長は、執行部が行う公式発表に合わせて、議員本人又は家族の了承を得て、当該議員の氏名・選挙区を公表する。

② 感染者と接触した場合

議員が保健所より濃厚接触者又は接触者（以下「濃厚接触者等」という。）と特定された場合は、保健所等の指示に従い、登庁を自粛するとともに、PCR 検査を受検する。

PCR 検査の結果、陽性と判定された場合には、①の例によることとし、陰性と判定された場合でも、濃厚接触者と特定された者は、健康観察期間が経過するまでは自宅待機とする。

ただし、陰性の場合で、保健所の調査の結果、濃厚接触者等に特定されなかった場合は、直ちに登庁できるものとする。

③ 感染の恐れがある場合

同居の家族等が、感染者と接触した場合や濃厚接触者等と特定された場合など、感染の恐れがある場合は、登庁を自粛するとともに、可能な範囲で自主的に PCR 検査を受検する。

濃厚接触者である同居の家族等が、PCR 検査の結果、陽性と判定された場合には、②の例によることとし、陰性と判定された場合は、登庁できるものとする。

④ 濃厚接触者等又はその疑いがある者と接触があった場合

議員本人や同居の家族等が濃厚接触者等又は濃厚接触者等の疑いがある者と接触したような場合は、濃厚接触者等の範囲が保健所において特定されるまで、又は濃厚接触者等やその疑いのある者が陰性と判明するまでは登庁を自粛するものとする。

この場合、保健所から議員本人が濃厚接触者等と特定された場合は、②によることとし、濃厚接触者等が PCR 検査において陰性と判定された場合や濃厚接触者等の疑いがある人が濃厚接触者等ではなかった場合は、直ちに登庁できるものとする。

⑤ 症状がある場合

発熱、息苦しさ、強い倦怠感等の症状があるなど、感染が疑われる場合には、登庁を自粛する。

ア 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の医療機関に電話相談の上、速やかに受診する。

イ かかりつけ医等がなく、受診する医療機関に悩む時は、「受診・相談センター」に相談の上、医療機関を受診する。

ウ 医療機関を受診した場合には、速やかに、その結果を議会事務局に報告する。

3 議会運営

会議関係者に感染者や濃厚接触者等が生じた場合であっても、「議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと」（議会基本条例第3条）ができるよう、下記の判断基準により、できる限り会議を開催する。

なお、その判断に当たり最善の対応を行うため、執行部の感染症対応業務等に十分留意した上で、全員協議会等の開催により、執行部からの速やかな情報提供を求める。

(1) 本会議

議長が会議の開催の可否を判断する。判断が困難な場合、議会運営委員会に諮る。

- ① 定足数を満たし、かつ、開催が適当と認める場合
感染防止対策を徹底した上で、会議を開催する。
- ② 定足数を満たすが開催が不適当と認める場合又は定足数に満たない場合
会議を開催しないこととし、議会運営委員会において、審議を急ぐ必要がある議案であるかどうかを整理した上で、必要な議案について、知事による専決処分とすることの確認を行う。

(2) 委員会

委員長が委員会の開催の可否を判断する。

なお、参集が困難な委員は、委員長の許可を得て、オンラインにより委員会に参加することができる。

- ① 定足数を満たし、かつ、開催が適当と認める場合
感染防止対策を徹底した上で、委員会を開催する。
- ② 定足数を満たすが開催が不適当と認める場合又は定足数に満たない場合
ア 委員会付託前の議案等であって審議を急ぐ必要があるもの
委員会付託を省略して本会議において審議を行う。
イ 委員会付託済みの議案等で審議を急ぐ必要があるもの
審査期限を付し、期限を過ぎても委員会の開催が不適当と認める場合は、本会議において審議を行う。

(3) 協議・調整の場

議長（座長）が会議の開催の可否を判断する。

なお、参集が困難な議員は、議長（座長）の許可を得て、オンラインにより会議に参加することができる。

- ① 開催が適当な場合
感染防止対策を徹底した上で、会議を開催する。
- ② 開催が不適当な場合又は定足数に満たない場合
議長（座長）は、会議の延期又は中止を判断し、急を要するものは、メール、FAX等により資料送付を行う。

4 事務局の対応

(1) 班編成及び担当業務

マニュアルが適用される事態が発生した場合の事務局の体制は、下表のとおりとする。ただし、班編成及び各班の担当業務は、状況により臨機応変に対応する。

	班 員	主な担当業務
総 括	局長、次長	・事務局の総括
総務班	総務課職員 (班長：総務課長)	・議員、事務局職員からの感染等の報告対応 ・保健所対応 ・正副議長への連絡、情報伝達 ・職員への連絡、情報伝達 ・執行部への報告、情報伝達 ・議員の氏名等の公表 ・代表者会議、災害対策会議等の準備
議事対応班	議事課職員 (班長：議事課長)	・本会議、委員会等の開催についての対応 ・議員（正副を除く）への連絡、情報伝達 ・議員からの情報の収集、整理
報道対応・安全確保班	企画法務課職員 (班長：企画法務課長)	・記者会見等の報道対応 ・消毒の実施 ・議事堂内の応急措置
時間外・休日	指定職員（各課1名）	・上記の業務のうち、優先度の高い業務 (必要に応じて各班長の指示を受ける)

(2) 議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の報告対応

新型コロナウイルス感染症に感染した旨の報告が様式1により議員からあった場合、直ちに正副議長に連絡するとともに、各班員に伝達し、保健所対応、消毒の準備を行う。

(3) 保健所の検査等への対応

新型コロナウイルス感染症に関する保健所の検査が行われた場合、総務班は検査に協力し、相談のうえ、報道対応・安全確保班と協力して感染者が触れたと思われる部位の消毒を直ちに行うとともに、必要に応じて入室制限等の表示を行う。

なお、共有スペースの消毒については、庁舎管理者が実施する。

(4) 議員及び事務局職員への連絡

議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、その事実を議事対応班は全議員（正副議長を除く）へ、総務班は事務局職員全員に通知する。

(5) 代表者会議、災害対策会議等の開催

必要に応じて、総務班は、代表者会議、災害対策会議等の開催を検討し、正副議長に諮って、議長が開催を決定した場合、開催通知を発出する。

(6) 本会議、委員会の開催等

議事対応班は、本会議、委員会の議会日程等への影響及び対応について検討し、正副議長にその結果を報告する。

(7) 報道対応

報道対応・安全確保班は、議員が感染し、議員本人又は家族の了承が得られた場合には、様式3により報道資料提供を行う。なお、記者クラブから求められた場合は、議会事務局が記者会見を行う。

なお、議員が、濃厚接触者等となった場合は、議長が必要を認める場合に限り、報道資料提供等を行う。

(8) 事務局職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

事務局職員は、総括安全衛生管理者からの「新型コロナウイルス感染症に職員が感染した場合の対応について」等の通知に基づき行動し、感染した場合には、様式4により報告する。総務班は、直ちに正副議長に連絡するとともに、消毒の実施等、知事部局の例により対応する。

なお、事務局職員が感染した場合には、議長が必要と認める場合に限り、報道資料提供等を行う。

(9) 議員、事務局職員が新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した場合及び感染の恐れがある場合の対応

議員、事務局職員から濃厚接触者等と判断されたと報告があった場合及び感染の恐れがあると報告があった場合は、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に準じて対応する。

(10) 時間外・休日の対応

指定職員は、議員、事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び濃厚接触者と判断された場合には、速やかに事務局へ参集する。

なお、指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年度4月1日に登録する。

令和 年 月 日

議会事務局総務課 あて

(mail gikai@pref.mie.lg.jp)

(fax 059-229-1931)

(tel 059-224-2871)

三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルにより新型コロナウイルス感染症の発生等について、次のとおり報告します。

議員名	議員
状 況 ※該当するものに○を付けてください。	1. 感染が判明した 2. 感染者と接触した () 濃厚接触者と特定された () 接触者と特定された 3. 感染の恐れがある () 同居の家族等が感染者と接触した () 同居の家族等が濃厚接触者と特定された () 同居の家族等が接触者と特定された 4. 濃厚接触者等又はその疑いがある者と接触があった () 議員本人が濃厚接触者と接触した () 議員本人が接触者と接触した () 同居の家族等が濃厚接触者と接触した () 同居の家族等が接触者と接触した 5. 発熱等の症状がある (症状:)
上記事実の発生日	令和 年 月 日
経 緯(月日)	

※この報告時点でわかる範囲でご記入ください。

議会事務局総務課 あて

(mail gikai@pref.mie.lg.jp)

(fax 059-229-1931)

(tel 059-224-2871)

三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルにより新型コロナウイルス感染症の発生等について様式1に基づき報告しましたが、状況の変化があったので、改めて報告します。

議員名	議員
<p>状況の変化 ※最初の報告から、どのような点が変わったか。保健所等から、どのような指示等があったのか。</p> <p>等について詳細に記載してください。</p>	
上記事実の発生日	令和 年 月 日
経緯(月日等)	

※この報告時点でわかる範囲でご記入ください。

【議員用】（例）

令和○年○月○日
連 絡 先
議会事務局 総務課 総務班
担当者：
電 話：059-224-2871
FAX：059-229-1931

県会議員の新型コロナウイルス感染について

令和○年○月○日（○）、三重県議会議員が、新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。

当該議員は、同日、県が発表しました県内○○例目の新型コロナウイルス感染者患者となります。

- 1 患者情報 県会議員 ○○ ○○ （○○選挙区）*
県が令和○年○月○日発表した県内○○例目の情報のとおり
- 2 今後の対応
 - ① 保健所からの指示等に従い、議会内等における濃厚接触者の把握等に協力
 - ② 会派控室等の消毒
- 3 その他
本患者及び家族その他関係者の人権の尊重及び個人情報保護等の風評被害防止について、ご理解とご配慮をお願いいたします。

*県議会の三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに基づき、当該議員の氏名及び選挙区を公表するものです。

令和2年 月 日

所属長 あて

氏 名

職員等の新型コロナウイルス感染症に係る報告について

令和2年2月21日付け三安衛第174号で総括安全衛生管理者（総務部長）から依頼のありました、職員等に係る新型コロナウイルス感染症の発生等について、下記のとおり報告します。

記

1 対象者

所 属	
職 名	
氏 名	
職員等の状況 ※該当するものに ○を付けてくださ い。	<input type="checkbox"/> 本人が患者となった <input type="checkbox"/> 本人が疑似症患者となった <input type="checkbox"/> 本人が保健所から健康観察の対象となった <input type="checkbox"/> 同居の家族等（続柄_____）が患者となった <input type="checkbox"/> 同居の家族等（続柄_____）が疑似症患者となった <input type="checkbox"/> 同居の家族等（続柄_____）が保健所から健康観察の対象となった
事実の発生日	保健所から陽性判定又は健康観察対象である旨の連絡があった日： 令和 年 月 日

2 経緯

年 月 日～	
--------	--

※この報告時点でわかる範囲でご記入下さい。

3 報告者

所 属	
職 名	
氏 名	

※報告先：所属長は人事担当へ報告してください。

人事担当は、所属長より報告を受けたら、人事課及び福利厚生課（課長及び副参事（健康管理医）に直接電子メールにより報告してくださ

三重県議会委員会条例の一部改正（素案）

（招集）

第 13 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があったときは、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ議長に通知しなければならない。

（定足数）

第 14 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が**出席**しなければ会議を開くことができない。ただし、第 16 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（出席の特例）

- 第 14 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。
- 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
 - 3 第 1 項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

（表決）

- 第 15 条 委員会の議事は、**出席委員**の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（除斥）

第 16 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に**出席**し、発言することができる。

（記録）

- 第 28 条 委員長は、職員をして会議の概要、**出席委員**の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の記録は、議長が保管する。

○映像及び音声の送受信(オンライン)を活用した場合に想定される委員会の形態

ケースⅠ：委員会室に委員長、多数委員、執行部 オンラインで少数委員【委員会室で定足数満たす】

委員会室



委員(オンライン)少数

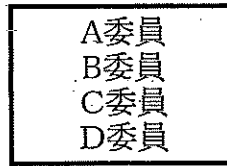


ケースⅡ：委員会室に委員長、少数委員、執行部 オンラインで多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室



委員(オンライン)多数



ケースⅢ：委員会室に少数委員、執行部 オンラインで委員長、多数委員【委員会室+オンラインで定足数満たす】

委員会室



委員長(オンライン)



委員(オンライン)多数



ケースⅣ：委員会室に執行部 オンラインで委員長、全委員【オンラインのみで定足数を満たす】

委員会室



委員長(オンライン)

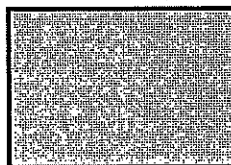


委員(オンライン)全員

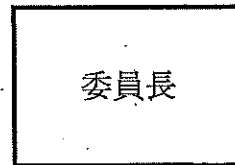


ケースⅤ：委員会室に不在 オンラインで委員長、全委員、執行部【オンラインのみで定足数満たす】

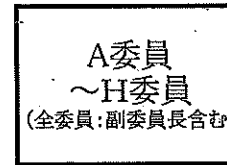
委員会室



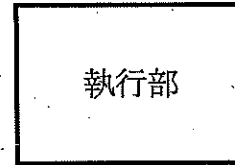
委員長(オンライン)



委員(オンライン)全員



執行部(オンライン)



※委員会条例で関係する条文(抜粋)

第13条(招集) 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があったときは、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。

第14条(定足数) 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

第15条(表決) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第18条(委員会の公開) 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

第26条の2(参考人) 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

第28条(記録) 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

新型コロナウイルス感染症 対応フローチャート

※前提:保健所等の指示に従う

議会事務局にその都度連絡し、状況報告を行う(様式1、様式2)

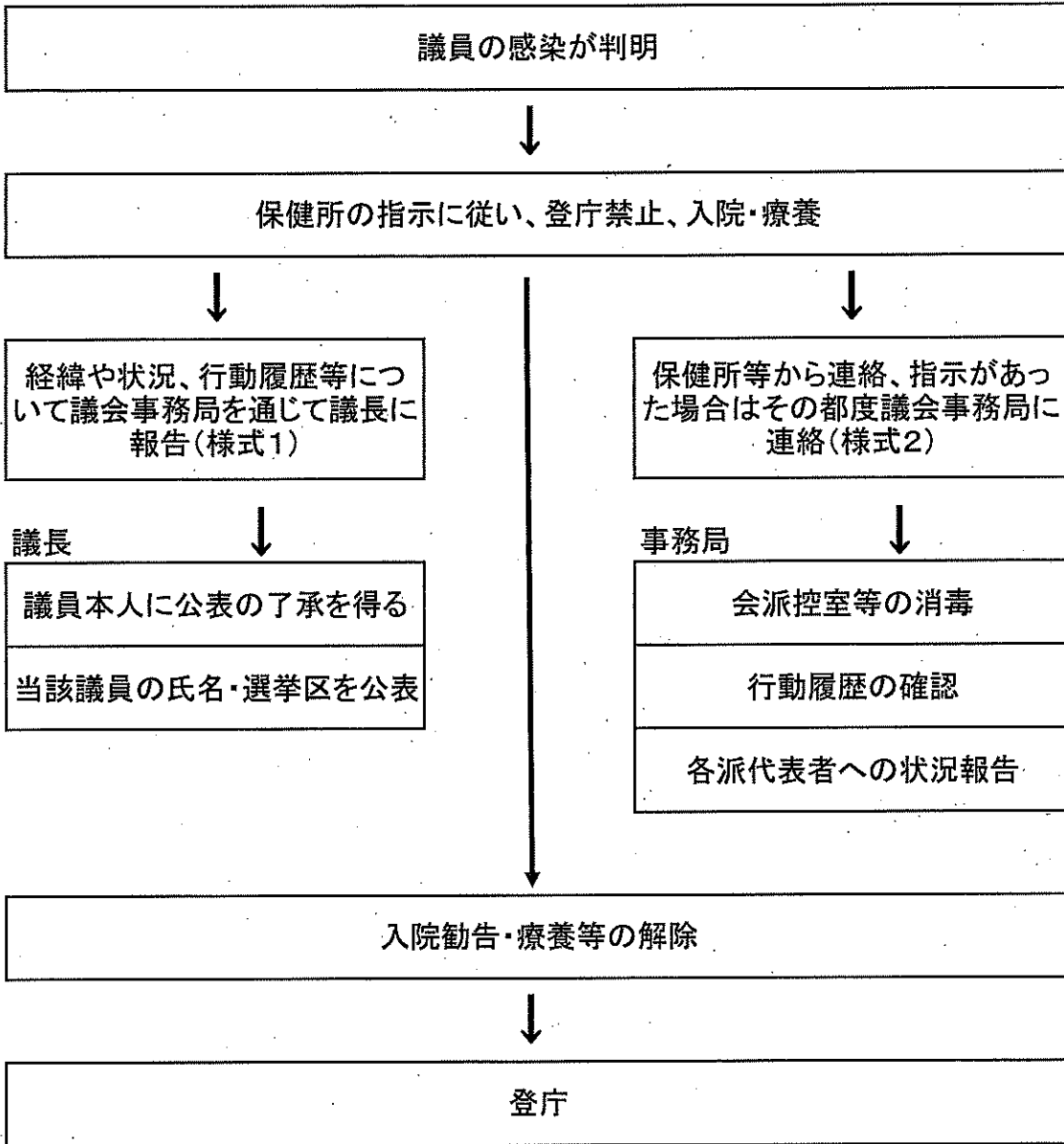
◎状況別分類

議員が取るべき行動について、マニュアル中の2-(2)の①～⑤の何れを適用するかは次表のとおりです。

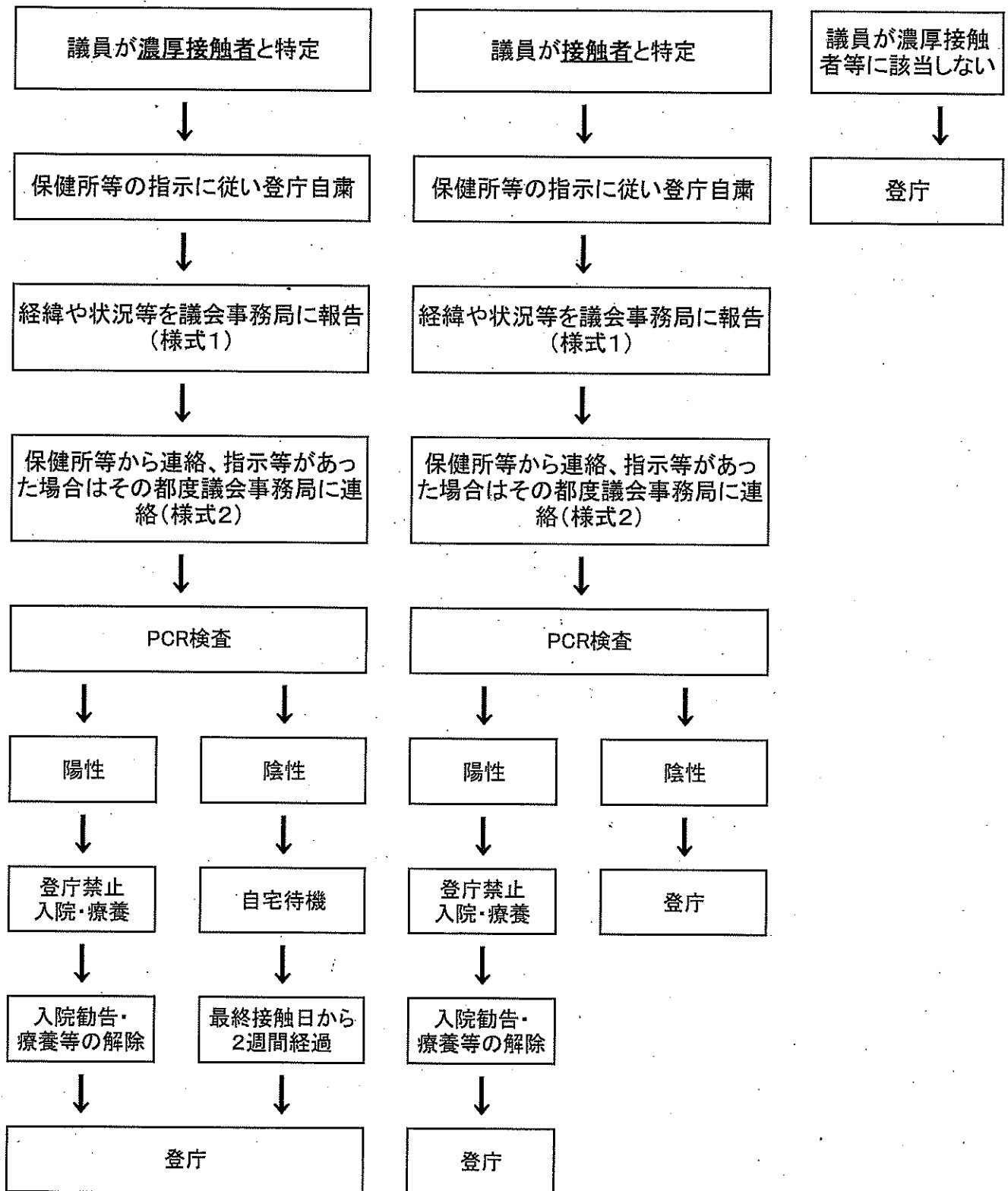
	議員本人	議員の同居家族
感染	①	③
濃厚接触者と特定	②	③
接触者と特定	②	③
感染者と接触	②	③
濃厚接触者と接触	④	④
接触者と接触	④	④
発熱等の症状	⑤	対象外

- ① 感染が判明した場合
- ② 感染者と接触した場合
- ③ 感染の恐れがある場合
- ④ 濃厚接触者等又はその疑いがある者と接触があった場合
- ⑤ 症状がある場合

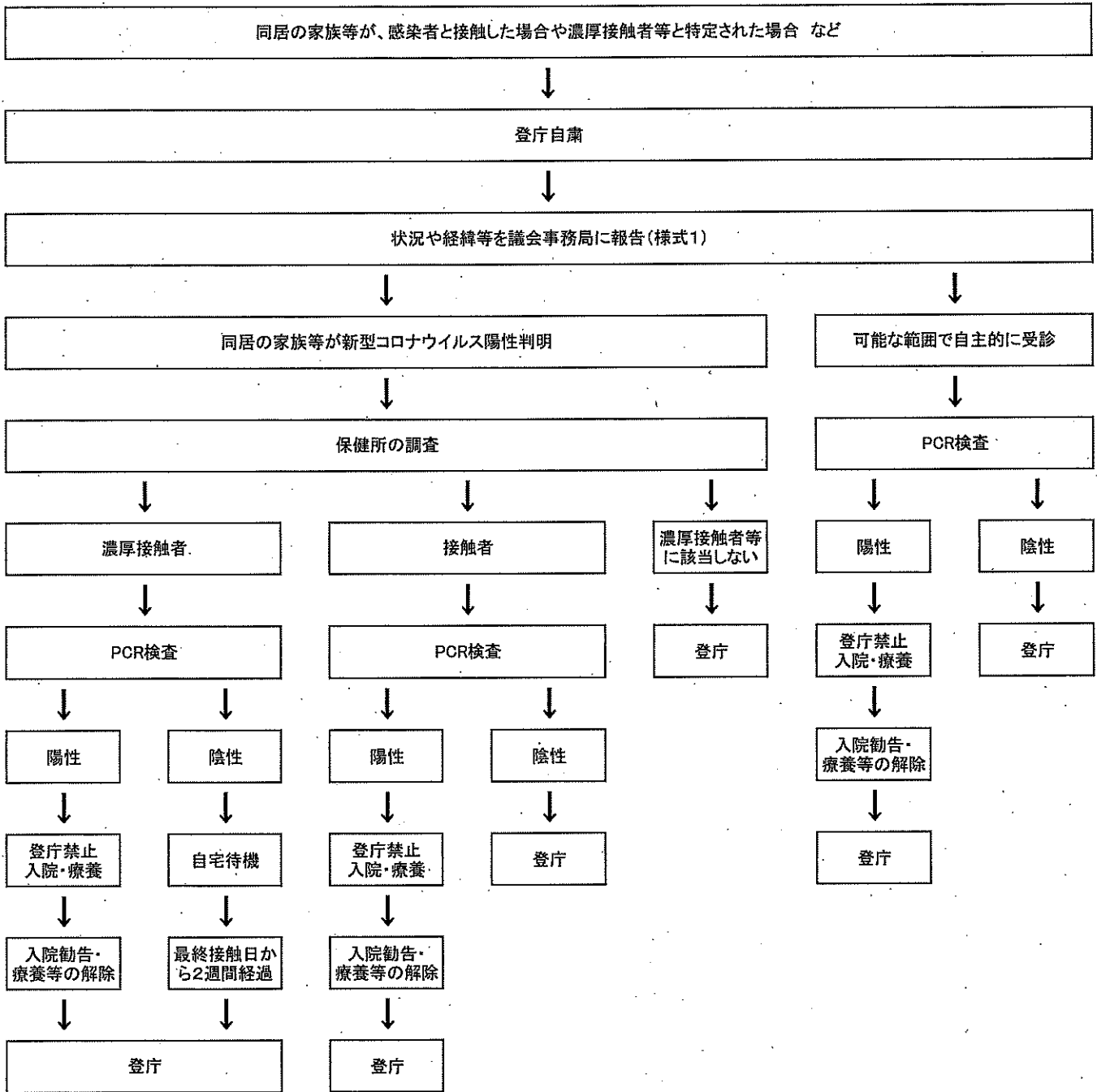
① 感染が判明した場合



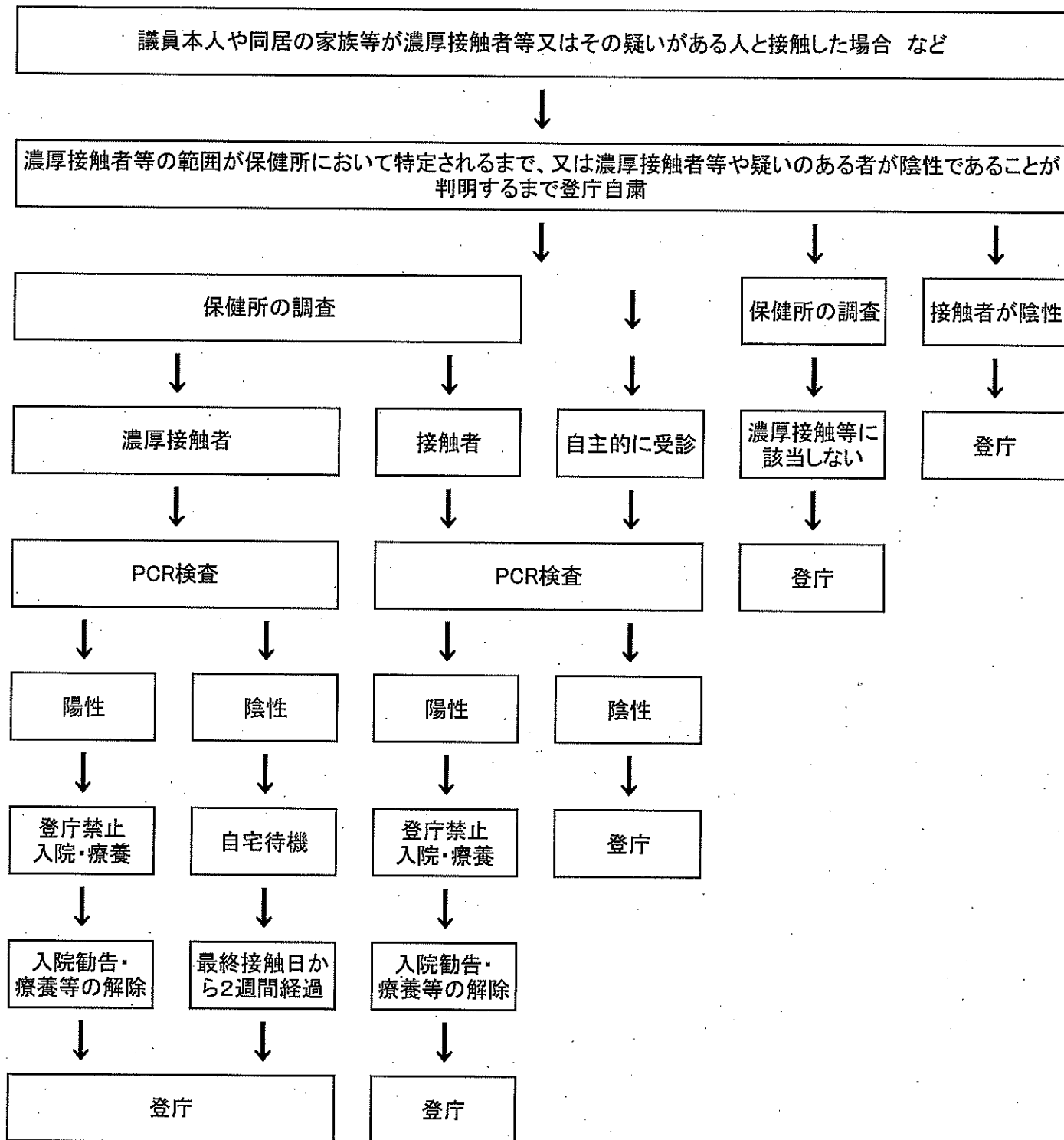
② 感染者と接触した場合



③ 感染の恐れがある場合



④ 濃厚接触者等又はその疑いがある者と接触があった場合



⑤ 症状がある場合

